## 議案第78号

大口町手数料条例の一部改正について

大口町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和7年11月28日提出

大口町長 鈴木雅博

## (提案理由)

この案を提出するのは、電気通信事業法の改正に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

## 大口町手数料条例の一部を改正する条例

大口町手数料条例(平成12年大口町条例第6号)の一部を次のように改正する。 第4条第2項第2号中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項 第3号ロ」に改める。

## 附則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を 改正する法律(令和7年法律第46号)の施行の日から施行する。

大口町手数料条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(徴収の時期等)	(徴収の時期等)
第4条 略	第4条 略
2 略	2 略
(1) 略	(1) 略
(2) 公的個人認証法第35条の2第1項に規	(2) 公的個人認証法第35条の2第1項に規
定する移動端末設備用利用者証明用電子証	定する移動端末設備用利用者証明用電子証
明書を記録した移動端末設備(電気通信事	明書を記録した移動端末設備(電気通信事
業法(昭和59年法律第86号) <u>第12条</u>	業法(昭和59年法律第86号)第12条の
<u>の2第4項第3号ロ</u> に規定する移動端末設	2 第 4 項第 2 号口に規定する移動端末設備
備をいう。)	をいう。)